平成18年 所得税・住民税申告相談日程表

地区	対象地区	期日	申告会場及び 受付時間	地区	対象地区	期日	申告会場及び 受付時間
盛里	盛里地区	2月 16日(木)	盛里地域コミュニティセンター (午前9時30分~ 午後4時)	下谷・ 三吉	下谷1~4・下谷(羽根子を除く)・引の田・上戸沢・下戸沢・玉川・サンタウン玉川	3月 1日(水)	いきいきプラザ都留 (午前9時30分〜 午後4時)
宝	金井・中津森・厚原・ 平栗・加畑・サンタウ ン平栗	17日(金)	宝地域コミュニティセンター (午前9時30分~ 午後4時)		法能・宮原・住吉・ 日の出・中野団地	2日(木)	
	下大幡·上大幡·高畑·	20日(月)		開地	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3日(金)	N W 41 N N N
	サンタウン宝			田原	田原1~4・上谷	6日(月)	(午前8時30分~
	田野倉·大原·田野倉団地	21日(火)	禾生地域コミュニティセンター	上谷	上谷1~6	7日(火)	午後5時)
禾生	四日市場・月見ケ丘・ 富士見台・井倉・九鬼 団地 ・井倉団地・サン	22日(水)	(午前9時30分~ 午後4時)	中央・つる	中央1~4・つる1~2	8日(水)	
	タウン井倉			つる・	つる3~5・羽根子	9日(木)	
	古川渡・小形山・川茂	23日(木)		羽根子全地区	市内全域	10日(金)	
	十日市場・蒼竜峡団地・	24日(金)	東桂地域コミュニティセンター	土地区	(指定日に申告をして	13日(月)	
東桂	上夏狩・下夏狩	07日(日)	(午前9時30分~		いない方)	W 2 2	
不任	桂町・境	27日(月)				14日(火)	
	鹿留(宮下・沖・古渡)	28日(火)				15日(水)	

- ※申告に際しては、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお越しください。
- ※指定日時にご都合の悪い方を対象に、3月3日(金)から14日(火)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて 相談に応じます。

大月税務署からのお知らせ

問合先 大月税務署 **☎**(22)3151

申告はご自分で書いてお早めに 納税は振替で

- ○申告書は、「手引き」などを参考にして、ご自分で正し く作成し、早めに提出していただくようお願いします。 提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑 しますので、申告書の提出はお早めにお願いします。
- ○所得税・消費税及び地方消費税の納税には、安心・便 利な口座振替をぜひご利用ください。(既に所得税の 手続きがお済みの場合でも、消費税については改めて 手続きが必要となります。)
- ○所得税の申告と納税は、2月16日(木)から3月15日(水) です。(還付申告は2月15日以前でも受け付けています。)
- ○贈与税の申告と納税は、2月1日(水)から3月15日(水) です。
- ○個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(金)ま でです。
- ◇税務署では、「申告書作成会場」を設けて記載方法のア ドバイスを行っていますので、ご利用ください。
- ※駐車場が狭いので、確定申告期間中は自動車でのご来 署はご遠慮ください。
- ※確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する 方は、「控」にも申告書と同様の内容をボールペンまた は万年筆で記載の上、提出用と一緒にお出しください。
- ◇申告書の提出のみの方については、郵送での提出をお 願いします。なお、申告書の「控」を同封される方は、 宛先を記入した返信用封筒(必ず切手を貼付)を同封し てください。
- ◇大月税務署では、閉庁日(土曜・日曜・祝日)の相談及 び申告書の受け付けは行っていませんが、申告書は郵

- 送やe-Tax(国税電子申告・納税システム)など、または 税務署の時間外収受箱に投函することにより提出でき
- ◇口座振替をご利用される場合の振替日は、所得税が4 月20日(木)、消費税及び地方消費税が4月27日(木)と なります。
- ◇納期内に納付するために、納税資金の積立てをお勧め します。

○大月税務署による個人事業者の消費税出張相談会

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、 平成17年分の消費税の課税事業者となります。

大月税務署では都留市役所において、次の日程で消費 税の出張相談会を開催し、消費税確定申告書の作成のア ドバイス及び申告書の受け付けを行います。

日 時 2月23日(木)、3月2日(木)、3月8日(水) 午前10時~正午、午後1時~4時

会 場 市役所1階税務課

○ご用意していただくもの

平成17年分「税務署から送付された申告書」、「収入金 額・必要経費のわかるもの」及び「計算器具・筆記用具・

※上記以外の日でも確定申告期間中であれば、簡易課税 制度を選択している方に限り、市職員が相談を受け付 けます。

○国税庁のホームページ(確定申告書等作成コーナー)の ご案内

国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) には、所得 税・消費税の確定申告書等を作成できるコーナーがあり ます。手軽に確定申告書等(所得税の確定申告書・決算 書・収支内訳書・消費税の確定申告書)を作成することが でき、プリントアウトしたものをそのまま税務署に提出 することができますので、お気軽にご利用ください。